

【認知症ケアパス】

目的	認知症の人を地域で支える体制を構築し、地域の社会資源を提示できるようまとめ、認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする。
概要	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを認知症の進行に合わせてまとめた「認知症ケアパス」の作成と普及を推進する。 認知症の人やその家族の支援にかかわる人（包括職員、ケアマネ、訪問看護ステーション職員、ディーサービス職員等）が、認知症ケアパスを活用し適切な支援が行えるよう、「認知症ケアパス研修」を実施する。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	<p>4月 5月 6月 7月 8月 9月 </p> <p>認知症ケアパス作成・配布開始 地域版認知症ケアパス改正</p> <p>10月 11月 12月 1月 2月 3月 </p> <p>10/15 居宅介護支援事業所集団指導で説明・配布 11/5 認知症ケアパス研修実施</p> <p><認知症ケアパス改訂や周知についての主な変更> 認知症家族交流会、認知症カフェ、本人ミーティングで意見募集（アンケートやインタビュー）実施。 その結果から病気や相談先を前半に掲載、レイアウトの見直し、詳細情報冊子の写真とQRコード掲載。 最新情報「認知症施策推進大綱」「認知症とともに生きる希望宣言」「ACP」掲載 図書館での配布開始</p>
令和2年度 予定	活用方法をさらに検討し、認知症ケアパスを広く普及していく。
課題・対応方針・ 今後の方向性等	認知症ケアパスの作成や配布を通して、認知症の普及啓発や関係機関との連携強化、切れ目ない支援体制づくりに活用していく。
担当	おとしより保健福祉センター 認知症施策推進係 電話：5970-1121

【権利擁護の推進（成年後見制度）】

目 的	自分で十分に判断することができない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の権利や財産を守ることを目的に成年後見制度の利用支援を行う。
概 要	平成 17 年に開設した権利擁護いたばしサポートセンターが権利擁護（成年後見制度）の推進機関となっている。区はセンターを運営する板橋区社会福祉協議会に運営経費の一部を補助している。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	<p>【相 談】 ・ 総合相談 2,102 件 ・ 親族サポート 40 件</p> <p>【広 報】 ・ 講演会 1 回 ・ 事業説明会 8 回</p> <p>【利用促進】 ・ 権利擁護調整会議 37 回 ・ 事務管理 26 件 ・ 法人後見受任 4 件 ・ 法人後見監督受任 2 件</p> <p>【後見人支援】 ・ 社会貢献型後見人候補者連絡会 2 回 ・ 親族後見人のつどい 1 回</p>
令和 2 年度 予 定	<p>上記令和元年度実施内容に加えて下記を新たに実施。</p> <p>【相談】 申立て支援（包括と連携し主に区長申立てに係るケースワークを実施する）</p>
課題・対応方針・ 今後の方向性等	<p>平成 29 年に政府が策定した成年後見制度利用促進基本計画では全市町村が権利擁護推進の中心となる中核機関を設置し以下の業務を行うこととされている。</p> <p>・ 広報機能 ・ 相談機能 ・ 利用促進（マッチング）機能 ・ 後見人支援機能</p> <p>区は権利擁護の推進機関として実績を積み上げてきたセンターを中核機関とする予定であり、運営主体である板橋区社会福祉協議会と協議を重ねている。</p>
担 当	おとしより保健福祉センター 特別援護係 電話：5970-1115

【高齢者見守り調査事業】

<p>目 的</p>	<p>調査を通して、高齢者の孤立防止を図り、福祉や介護等のサービスを必要とする方を区や関係機関につなぐ。</p>
<p>概 要</p>	<p>民生・児童委員が年に1回（4～5月）、72歳以上（※）の高齢者へ訪問調査を行い、聞き取り等を通して支援が必要な方を、おとしより相談センター（地域包括支援センター）等につなげる。 ※平成30年度から調査対象年齢を75歳まで段階的に引き上げている。</p>
<p>令和元年度 実施内容</p> <p>R2.1.1 現在</p>	<p>令和元年度（平成31年度）調査人数 82,363人</p> <p>調査によって支援が必要な方を発見し、地域包括支援センター等につなげることができた。</p>
<p>令和2年度 予 定</p>	<p>調査における民生・児童委員の負担軽減、名簿記載内容の簡素化・記号化に向けて検討を進める。</p>
<p>課題・対応方針・ 今後の方向性等</p>	<p>平成30年度3月の個人情報漏えい事故を受け、調査名簿に記載する情報量の縮小や、民生・児童委員の負担軽減のために過去のデータの名簿への反映等を考慮し、訪問調査時使用する名簿を作成するシステムの改修準備を進めている。</p> <p>課題として、システム改修には費用がかかるため、優先度の高いものから改修できるよう検討する。</p>
<p>担当</p>	<p>おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係 電話：5970-1114</p>

【ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業】

目 的	対象となるひとりぐらし高齢者の方が予め本人と緊急連絡先の情報を区の名簿に登録しておき、その情報を関係機関で共有する。日常の見守り活動及び緊急時の安否確認や緊急連絡先への連絡に名簿を活用する。
概 要	緊急時等にひとりぐらし高齢者の方の安否確認などを関係機関（地域包括支援センター、警察、消防、民生委員）が連携して行うことができるよう、予め本人と緊急連絡先の情報を区の名簿に登録しておく。 原則として70歳以上のひとりぐらしの方が対象。 日常の見守りに関しては、民生委員が中心となり、可能な範囲で、外からのゆるやかな見守りを行う。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	登録者 5,731人（令和元年11月末時点） 名簿登録者等に訪問時における熱中症の注意喚起としてチラシ・ウエットティッシュを配布（6月～8月） 名簿登録者に情報誌「みまもりネット」を発行・配布し、高齢者の生活に関する情報提供を行った（12月）
令和2年度 予 定	高齢者訪問調査時等の機会を捉え、事業の周知を行い、登録者の増加を目指す。
課題・対応方針・ 今後の方向性等	区の他の類似名簿との整合性について、協議・検討する。 災害発生時、名簿登録者の安否確認における体制や手順等について課題がある。
担 当	おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係 電話：5970-1114

【高齢者電話訪問事業】

<p>目 的</p>	<p>高齢者電話相談センターからの定期的な電話を通じての安否確認や孤独感の解消、その他各種情報の提供をすることにより、高齢者の福祉の増進を図る。</p>
<p>概 要</p>	<p>65歳以上の高齢者のみの世帯が対象。登録者に対し、高齢者電話相談センターから電話訪問にて月～土のうち2日以内での定期的な安否確認を行う。また、相談の受付による高齢者の孤独感の解消と各種の情報提供を行う。</p>
<p>令和元年度 実施内容</p> <p>R2.1.1 現在</p>	<p>登録者 299人（令和元年11月末時点）</p> <p>訪問にて支援が必要な方を発見し、地域包括支援センターや親族等につなげた。</p>
<p>令和2年度 予 定</p>	<p>引き続き事業の周知を行い、登録者の増加を図る。</p>
<p>課題・対応方針・ 今後の方向性等</p>	<p>高齢者見守り調査時や、ひとりぐらし高齢者見守り対象者への訪問時など様々な機会を捉え、電話訪問事業の更なる周知を行う。</p>
<p>担当</p>	<p>おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係 電話：5970-1114</p>

【高齢者見守りキーホルダー事業】

目的	キーホルダーの識別番号に基づいて登録・所持者の身元を確認し、緊急連絡先につなげる。
概要	登録者にキーホルダーを常に携帯してもらうことで、外出先で突然倒れた等の緊急時に、キーホルダーに記載の識別番号により関係機関が連携して素早く身元確認し、緊急連絡先につなげる。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	登録件数（死亡・転出を除く） 12,104 件（令和元年 11 月末時点） 令和元年 11 月末時点で緊急連絡先につないだ件数 18 件（令和元年度分）
令和 2 年度 予 定	年度内配布数 2,000 件以上を目指す。
課題・対応方針・ 今後の方向性等	登録件数増加に向けて事業の更なる周知を行い、高齢者が安心して外出できる環境を構築する。
担当	おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係 電話：5970-1114

【緊急通報システム事業】

目 的	緊急時における高齢者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、在宅高齢者の福祉の増進を図る。
概 要	自宅内で緊急時に専用通報機またはペンダントを押した時、または生活リズムセンサーが一定時間の生活動作を確認できない時に、民間緊急通報システム事業者の受信センターへの自動通報を行う。また相談ボタンを押して、健康・医療などについて相談することができる。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	緊急通報システム申請者に対する機器の設置 令和元年 11 月末設置台数 825 台 (令和元年度設置台数 133 台)
令和 2 年度 予 定	緊急通報システム申請者に対する機器の設置
課題・対応方針・ 今後の方向性等	高齢者が在宅で安心して生活できるよう緊急通報システム事業の周知に努めていく。
担 当	長寿社会推進課 高齢者相談係 電話：3579-2464

【居所不明高齢者の保護】

目的	徘徊している認知症の高齢者で、身元不明者(居所不明)が地域で発見された場合、その高齢者を保護し、一時的に安心安全な状況を提供するしくみを構築し、地域の見守り体制の強化を図る。
概要	認知症高齢者については、徘徊等により行方不明になるケースがあり、区の見守り事業等(見守り名簿や見守りキーホルダー)を活用して身元判明に繋げている。一方、こうした見守り事業の利用がなく、警察署等に保護された後にも、身元等が判明しない要援護高齢者に対して、休日・夜間も含め対応できる、新たな緊急一時保護の仕組みを構築する。
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	<ul style="list-style-type: none"> ・おとしより保健福祉センター内(地域ケア推進係、特別援護係)で課題を共有し検討した。 ・区内3警察と情報交換し、警察保護の実態や区の現状を確認し今後の連携を確認した。
令和2年度 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進係、認知症施策推進係、特別援護係、福祉事務所総合相談係で課題を共有し検討の場をもつ。 ・警察と連携し、警察保護の実態を把握する。 ・対応案を具体的に固める
課題・対応方針・ 今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りキーホルダーの携帯や認知症GPSの携帯により、居所不明(身元不明)な状況や場面の減少に努める。 ・保護した居所不明(身元不明)の高齢者が一時的にでも施設利用する場合、 <ol style="list-style-type: none"> ①本人からの使用料の確保が困難なため、生活保護の受給対象者としての認定の検討が必須となる。 ②福祉系の施設の場合は健康診断で感染症なしとの確認が必要である。 ③対象施設については、特別援護係の高齢者シェルター事業を一部見直し、新たに居所不明者の高齢者の保護事業として活用を検討する。 ・福祉事務所で居所不在者の対応施設の居所不明高齢者への活用の可否を確認・検討する。例えば宿泊所、緊急一時保護施設(事業)等
担当	おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係 電話：5970-1114 特別援護係 電話：5970-1115

【都市型軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

<p>目 的</p>	<p>【都市型軽費老人ホーム】 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための住まいとして、都市型軽費老人ホームの整備を、特別養護老人ホームへの併設等により進める。</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅】 バリアフリー構造を有し、安否確認サービスや緊急時対応サービス等が提供される高齢者向け賃貸住宅を区内に確保する。</p>
<p>概 要</p>	<p>【都市型軽費老人ホーム】 都市型軽費老人ホームは、都の指針により特別養護老人ホーム整備の際に併設することが原則であるため、特養運営事業者の公募にあたっては併設を条件とする。また、地域密着型サービス施設への併設及び都市型軽費老人ホーム単独での整備についても、事業者の自主的な提案に応じて進める。</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅】 東京都の整備費補助を活用する際、板橋区として区民居住枠の確保や低廉な家賃設定を行う等の同意基準（「都住宅補助に係る区市町村別基準」）を設けている。</p>
<p>令和元年度 実施内容</p> <p>R2.1.1 現在</p>	<p>【都市型軽費老人ホーム】 新規開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス板橋（元年6月1日）定員20人 ・サニーヒル板橋（元年8月1日）定員5人 <p>（仮称）くつろぎの家若木公園前（3年4月1日開設予定）について都へ補助協議を実施</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅】 「都住宅補助に係る区市町村別基準」の照合・回答（1件）</p> <p>新規開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アミカの郷成増(元年10月1日) ・シエスタ・ディ・ルナ（2年1月1日） ・その他元年度中に2件を予定
<p>令和2年度 予 定</p>	<p>【都市型軽費老人ホーム】 （仮称）くつろぎの家若木公園前（3年4月1日開設予定）への整備費補助を実施</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅】 「都住宅補助に係る区市町村別基準」の照合・回答を通じた関与を行う。</p>
<p>課題・対応方針・ 今後の方向性等</p>	<p>【都市型軽費老人ホーム】 既存施設利用率及び特別養護老人ホーム等の待機者の状況等を基に、第8期介護保険事業計画・老人福祉計画にて整備数を定めることを検討する。</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅】 都への届出により登録される賃貸住宅であり、区による整備費補助等の制度はなく、事業者を誘致するための材料がない。今後も、「都住宅補助に係る区市町村別基準」の照合・回答を通じた関与を行う。</p>
<p>担当</p>	<p>介護保険課 施設整備・事業者指定係 電話：3579-2253</p>

【民間賃貸住宅における居住支援】

目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅確保要配慮者に対して、住まいの確保に関する支援. 2 持ち家の管理や将来への不安を抱える方などに向けた学習講座の企画・開催
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者・障がい者・ひとり親・多子世帯の方が、より容易に民間賃貸住宅を探すことができるように、(公社)東京都宅地建物取引業協会板橋区支部・(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、希望の条件に合う民間賃貸住宅の情報を提供している 2 板橋区居住支援協議会(平成25年7月設立、住宅相談窓口(板橋りんりん住まいるネット)平成27年10月開設、住宅確保要配慮者へのお困りの状況にあった支援サービス情報の提供(板橋りんりん住まいるネット)平成31年4月実施)
令和元年度 実施内容 R2.1.1 現在	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅相談件数 123件(令和元年12月末現在) ■不動産店からの情報提供件数 513件(令和元年9月末現在) ■板橋区居住支援協議会 令和元年7月5日総会開催 令和元年9月9日実務者会議開催 ■板橋りんりん住まいるネット 78件(令和元年12月末現在) ■住まいに関する学習講座 10月13日実施予定だったが台風のため中止
令和2年度 予 定	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅相談 ■不動産店からの情報提供 ■板橋区居住支援協議会 総会・実務者会議の開催 ■板橋りんりん住まいるネット ■住まいの関する学習講座
課題・対応方針・ 今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ■大家さんが住宅を提供することに不安を抱えていることを解消するための支援 ・見まもっTEL+の導入と緊急連絡先の確保をすることにより、大家さんの不安解消を図る ■居住支援法人との協定締結 ・ホームネット(株)、(株)テップル、(一社)困りごとサポート支援機構と協定を締結し、大家セミナーを実施するとともに、更なる住宅の確保を図る
担 当	住宅政策課 住宅政策推進グループ 電話：3579-2186

【既存住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業】

<p>目 的</p>	<p>65 歳以上の在宅高齢者に対し、居住する住宅の改修費用を助成することで、自立支援・介護予防、介護負担の軽減を図る。</p>
<p>概 要</p>	<p>身体機能が低下した高齢者やその家族に対し、介護保険制度も含め適切で効果的な住宅改修を提供するために、以下の①～④を実施。</p> <p>① 住宅改修相談 ② 専門職による技術支援（ケアマネジャーなどと工事前、工事後訪問） ③ 高齢者住宅設備改修費助成（介護予防改修、浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え） ④ 高齢者住宅改修関連事業者研修</p>
<p>令和元年度 実施内容</p> <p>R2.1.1 現在</p>	<p>① 370 件 ② 225 件 ③ 介護予防改修（手すりの取り付け、段差解消など） 99 件、6,390 千円 浴槽の取替え 69 件、10,902 千円 流し・洗面台の取替え 0 件 ④ 6 月 19 日実施、ケアマネジャー、医療機関リハ職、施工事業者等 44 名参加</p>
<p>令和 2 年度 予 定</p>	<p>令和元年同様の事業を継続</p> <p>③ 介護予防改修 151 件 11,600 千円 浴槽の取替え 105 件 16,600 千円 流し・洗面台の取替え 5 件 585 千円</p>
<p>課題・対応方針・ 今後の方向性等</p>	<p>・介護保険住宅改修と連動する事業であり、国の介護保険制度改正に大きく影響を受けるため、第 8 期介護保険事業計画に向けた検討など国の動向を注視する。</p>
<p>担当</p>	<p>おとしより保健福祉センター 介護普及係 電話：5970-1120</p>